# 平成 24 年改定に向けた DPC 制度 (DPC/PDPS) の対応について (参考資料)

- 1. 平成 24 年改定に向けた DPC 制度に係る今後の対応について (検討事項と スケジュール) (平成 23 年 9 月 7 日中医協総会 総一 3 1 抜粋) … P 2
- 2. 医療機関群の具体的な要件について(3)(平成 23 年 11 月 30 日 DPC 評価 分科会 D-3) … P 4
- 3. 機能評価係数 I の整理・機能評価係数 II に関する追加検討(平成 23 年 12 月 14 日 DPC 評価分科会 D-1-3) ··· P 7
- 4. 地域医療指数に関する各都道府県へのアンケート調査結果について(平成 23 年 12 月 14 日 DPC 評価分科会 D-1-4) … P 1 2
- 5. 地域医療指数に関する各都道府県へのアンケート調査結果(概要)(平成 23 年 12 月 14 日 DPC 評価分科会 D-1-4 (参考)) ···· P 1 5
- 6. 平成 24 年改定に向けた DPC/PDPS 算定ルール等の見直し(平成 23 年 12 月 14 日 DPC 評価分科会 D-1-5) … P 2 1
- 7. 平成 24 年改定に向けた DPC (診断群分類) の見直しについて (平成 23 年 12 月 14 日 DPC 評価分科会 D-2) … P23
- 8. DPC/PDPS 導入影響評価のための調査(退院患者調査)の概要(平成 23 年 12 月 14 日 DPC 評価分科会 D-3-2) ···· P 2 8

中医協 総-3-1 2 3 . 9 . 7

一部抜粋

# 平成24年改定に向けたDPC制度に係る今後の対応について(検討事項とスケジュール)

#### 1. 次回改定での対応について検討を要する事項

これまでの検討状況を踏まえ、次回改定での DPC 制度に係る対応等について必要とされる検討事項は次の通り。

- (1) 調整係数の見直しに係る対応
  - ① 係数・評価項目の確定
    - ・ 基礎係数設定のための医療機関群の具体化<u>【総-3-1の報告を踏</u>まえて引き続き検討】
    - ・ 機能評価係数 I・Ⅱの具体化(見直しや追加を含む)
  - ② 改定に対応した具体的な報酬設定
    - ・ 経過措置の具体化(後述のイメージ図参照)
    - ・ 平成 24 年改定における各係数項目の具体的な算定式の設定 (機能評価係数Ⅱ各項目の重み付けを含む)
- (2) 診断群分類の見直し
  - ① 新たな技術・レジメンに対応した見直し
  - ② 副傷病の見直し

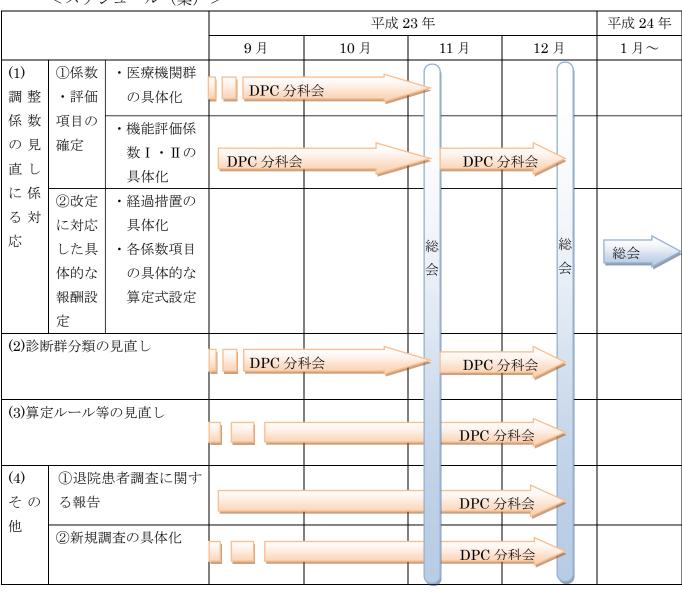
等

- (3) 算定ルール等の見直し
  - ① 小児入院医療管理料・亜急性期入院医療管理料等の取扱い(評価のあり方)
  - ② 在院時期に応じた薬剤料等包括項目の適切な評価のあり方
  - ③ 高額薬剤等に係る対応<u>【総-3-1の報告を踏まえて引き続き検討</u> (一部前倒しで実施)
- (4) その他
  - ① 退院患者調査(DPC/PDPS 導入の影響評価に係る調査)に関する報告
  - ② 平成24年度以降に導入を検討する新規調査の具体化
    - ・ 外来診療に関する調査
    - ・ 医療の質に関連する調査

#### 2. 今後の対応

- (1) 1.(1)②以外の事項については、総-3-1の報告を踏まえ、下記スケジュール(案)と別紙の基本方針に基づき、引き続き DPC 評価分科会において具体的整理・検討を進め、その結果を踏まえて中医協総会で議論してはどうか。
- (2) 1.(1)②については、改定全体の影響を考慮する必要性があることから、 改定の全体方針が定まってから中医協総会で議論してはどうか。

<スケジュール(案)>



#### 医療機関群の具体的な要件について(3)

#### 1. 中医協総会(平成23年11月18日)での検討概要

- O 大学病院本院群、(仮)高診療密度病院群、それ以外の病院群の3群案 (A案)で検討作業を進めることについて基本的に了承された。
- O 年末(12月)の最終報告に向けて以下の点を踏まえながら、引き続き DPC評価分科会において検討作業を進める。
  - ① 大学病院本院以外の特定機能病院に対する(仮)高診療密度病院群の 要件適用について、医師に対する研修実績の取扱いを含めて配慮する。
  - ② 「医師研修の実施」の要件の設定に伴う他の制度(特に卒後臨床研修制度)への影響についても十分考慮する。
  - ③ 「高度な医療技術の実施」の要件設定(外保連手術試案の活用)において、手術時間も考慮する。

#### 2. 高診療密度病院群(仮称)の要件における特定機能病院の取扱い

#### (1) 特定機能病院の要件(医療法)

特定機能病院は、医療施設機能の体系化の一環として、<u>高度の医療の提供、</u> 高度の医療技術の開発及び高度の医療に関する研修を実施する能力等を備え た病院について、医療法(昭和 23 年法律第 205 号)に基づいて厚生労働大 臣が個別に承認するものである。

#### 医療法 第四条の二

病院であつて、次に掲げる要件に該当するものは、厚生労働大臣の承認を 得て特定機能病院と称することができる。

- 一 高度の医療を提供する能力を有すること。
- 二 高度の医療技術の開発及び評価を行う能力を有すること。
- 三 高度の医療に関する研修を行わせる能力を有すること。

#### (2) 特定機能病院における(仮)高診療密度病院群・実績要件の取扱い

#### ① 医師研修の実施(C-2)

(仮)高診療密	度病院群での要件		特定機能病院での取扱い
(C-2)医師研修 の実施	● 届出病床1床あたり の臨床研修医師数 (施設類型で補正)	$\Leftrightarrow$	● 高度な医療に関する 研修(臨床研修を修了 した医師に対する年 間一定数以上の研修)

- O 特定機能病院に求められる「高度な医療に関する研修」は、<u>臨床研修を修了した医師に対する研修</u>であり(医療法施行規則 第九条の二十第三項)、年間一定数以上の医師に対する研修の実施及び報告の義務が課されている。
- O 更に特定機能病院の中には臨床研修医を全く採用しない施設もあり、このような施設は、(仮)高診療密度病院群の要件原案によれば、 最初から対象から除外されることとなる。

#### ② その他の3要件(C-1,C-3,C-4)

○ 「診療密度(C-1)」、「高度な医療技術の実施(C-3)」、「重症患者に対する診療の実施(C-4)」については、特定機能病院の承認等において直接的な制約要件となるものではない。

(仮)高診療密原	度病院群での要件		特定機能病院での取扱い
(C-1)診療密度	● 1日当たり包括範囲 出来高平均点数(全病 院患者構成で補正)	$\Leftrightarrow$	(規定なし)
(C-3)高度な医 療技術の実施	<ul><li>外保連手術試案手術 指数(協力医師数及び 難易度、手術件数等に よる補正)</li></ul>	$\Leftrightarrow$	<ul><li>先進医療の実施</li><li>特定疾患治療研究対象疾患の診療</li><li>高度な医療技術の開発及び評価を行う能力を有する</li></ul>
(C-4)重症患者 に対する診療 の実施	● 複雑性指数(重症患者 補正)	$\Leftrightarrow$	(規定なし)

#### (3) 検討

- O 以上の整理を踏まえ、特定機能病院(この場合は大学病院本院以外の特定機能病院)については、医療法上の規程により、(仮)高診療密度病院群の「医師研修の実施(C-2)」に関する実績要件については、一定水準を満たしている、として取扱ってはどうか。
- それ以外の3要件(「診療密度(C-1)」、「高度な医療技術の実施(C-3)」、「重症患者に対する診療の実施(C-4)」)については、特定機能病院の承認要件では担保されないことから、他の施設と同様の取扱いとしてはどうか。(すなわち、大学病院本院以外の特定機能病院については、これらの3要件を満たした場合、(仮)高診療密度病院群とする)

大学病院本院以外の高診療密度病院群(仮称)の要件

【修正最終案】以下の C-1~C-4 の全ての実績要件を満たす病院 (但し、特定機能病院にあっては C-2 を除く C-1, C-3, C-4 の 3 要件を満たす病院)

- C-1 一定以上の診療密度
- C-2 一定以上の医師研修の実施
- C-3 一定以上の高度な医療技術の実施
- C-4 一定以上の重症患者に対する診療の実施

診調組 D-1-323.12.14

機能評価係数Ⅰの整理・機能評価係数Ⅱに関する追加検討

#### I 機能評価係数 I

- 1. 現行評価の考え方
  - O 機能評価係数 I は、医療機関の人員配置や医療機関全体として有する機能等、医療機関単位での構造的因子(Structure)を係数として評価している。
  - O 具体的には、出来高評価体系において当該医療機関の入院患者全員に 対して算定される加算や入院基本料の補正値等を係数として設定した ものであり、対象となる出来高報酬項目は以下の通り。
    - ① 入院基本料の補正値

「10 対 1 一般病棟入院基本料」を基準として、看護配置や病院類型が異なる入院基本料の差額について、機能評価係数 I の加算・減算により対応。

- ② 入院患者全員に算定できる入院基本料等加算
  - · 総合入院体制加算
  - · 地域医療支援病院入院診療加算
  - · 臨床研修病院入院診療加算
  - · 診療録管理体制加算
  - · 医師事務作業補助体制加算
  - · 急性期看護補助体制加算
  - · 看護補助加算
  - · 医療安全対策加算、感染防止対策加算
- ③ その他 (医療機関毎の機能の違いを評価)
  - ・ 検体検査管理加算(該当する施設では検査を実施する患者全員に 算定)

#### 2. 検討

- 上記の考え方に基づき、現行の診療報酬項目を整理すれば、以下の k 加算についても、入院患者全員に算定できる入院基本料等加算に該当することから、今後は機能評価係数 I として評価してはどうか。
  - · 地域加算
  - · 離島加算

#### Ⅱ機能評価係数Ⅱに関する追加検討

- 1. 都道府県からの意見を踏まえた対応
- O 地域医療指数・体制評価指数について、47 都道府県に対して、都道府 県の事業推進への貢献や、当該評価項目の今後のあり方についてアンケー ト調査を実施(詳細は D-1-4)。
- 多くの都道府県から、DPCの機能評価係数Ⅱにおける評価について「貢献している」との回答があり(特に「地域がん登録」「災害時における医療」「周産期医療」)また、半数以上の都道府県は「継続すべき」と回答。
- 一方で、一部「見直しが必要」との指摘 (D-1-4 の 3 ページ) があり、 これらの多くは今回の見直しにおいて今後対応する方向で整理がなされ ている (例:実績の加味、総合周産期母子医療センターの重点評価)。
- しかし、「救急医療」の体制評価のうち、「二次救急医療機関・拠点型」 については位置づけが不明確であり見直すべきとの指摘がある。これにつ いては以下の通り見直してはどうか。

#### 【地域医療指数·体制評価指数「救急医療」修正案】

	次区次1日 <b>次</b> 下的	开画17数 77心区水」 10 五木	
新 一	i項目	大学病院本院群及び	その他の急性期病院群
中十八川	15月	(仮)高診療密度病院群	での地の心は無効が脱れ
④救	(急医療	医療計画上の体制評価を前提とし	、実績の要素を加味した評価を導入。
(実	(績評価を加味)		
	前提となる	右記のうち、救命救急センターの	二次救急医療機関であって病院群
	体制	指定を重点的に評価 (0.5P)、そ	輪番制への参加施設、 <mark>拠点型若しく</mark>
		れ以外の体制に指定は右記と同	は共同利用型の施設又は救命救急
		等の評価(0.1P)。	センターを評価(0.1P)
	実績評価	救急車で来院し、入院となった患	救急車で来院し、入院となった患者
		者数(救急医療入院に限る)	数 (0.9P)
		(0.5P)	

#### 2. 外来データ提出に係るデータ提出係数での評価

O 外来診療における EF ファイル (出来高点数情報) の提出に関して、前回 (平成 23 年 12 月 9 日) の DPC 評価分科会においては、大学病院本院と (仮) 高診療密度病院群の施設について提出必須、その他急性期病院群の施設については任意とされた。

○ その他急性期病院群のうち、任意で提出に対応する施設については 一定のインセンティブ(指数の上乗せ)を検討してはどうかとの指摘 があり、これについては今後の中医協での機能評価係数Ⅱに関する検 討の中で「データ提出係数」において対応する方向で整理するよう提 案してはどうか。

#### 【データ提出指数 修正案】

<項目>	評価指標(指数)
1) データ提出指数	原則として満点(1点)だが、以下の基準に該当した場合はそれぞ
	れ減算する。
	① 手順の遵守
	データ提出が遅滞した場合は、翌々月に当該評価を 0.5 点・1
	ヶ月の間、減じる。
	② データの質の評価
	A 新たな精査した「部位不明・詳細不明のコード」の使用割
	合が <u>●●%以上</u> の場合に当該評価を 0.05 点・1 年の間、減
	じる。(新たな減算基準の●●%はこれまでの実績から改
	めて設定)
	B 今後の実績(提出データ)に基づく検討により、対象とす
	る項目を選定した上で、一定の周知期間を経て、例えば平
	成 25 年度から、評価対象とする方向で検討
	【例】・ <u>郵便番号</u> ・ <u>がんの UICC 分類</u>
	<ul><li>その他疾患特異的な重症度分類</li></ul>
	なお、その他急性期病院群について、外来診療に係る EF ファイ
	<u>ル(出来高点数情報)に期限までに対応した場合について、一定</u>
	の評価(0.05 点を目安に今後検討)を加算する。

現行の機能評価係数Ⅰ一覧

大院基本料(7対1)	<u>玩</u>	付の機能評価係致Ⅰ一覧 	特定機能	専門	一般	出来高の点数
入院基本料(7対1特別)			病院 0.1705	<u>病院</u> 0.1190	<u>病院</u> 0.1008	
基本						
科	基		0.0697	0.0182	- 0.022	
総合入院体制加算 地域医療支援病院入院診療加算 協床研修病院入院診療加算(基幹型) のの013 のの07 のの07 のの07 のの07 のの07 のの07 のの07 のの0	料		0.0007	0.0102	<b>▲</b> 0.1028	
地域医療支援病院入院診療加算				>		
臨床研修病院入院診療加算(基幹型) 0.0013 40点(入院初日			$\langle \rangle$	$\iff$		
臨床研修病院入院診療加算(協力型) 0.0007 20点(入院初日				0.0013	0.0027	
診療録管理体制加算						
医師事務作業補助体制加算(15対1) 0.0267 810点(入院初 医師事務作業補助体制加算(20対1) 0.0201 610点(入院初 医師事務作業補助体制加算(25対1) 0.0161 490点(入院初 医師事務作業補助体制加算(50対1) 0.0084 255点(入院初 医師事務作業補助体制加算(75対1) 0.0059 180点(入院初 医師事務作業補助体制加算(100対1) 0.0045 138点(入院初 急性期看護補助体制加算1 0.0305 120点/日(14日ま 急性期看護補助体制加算2 0.0203 80点/日(14日ま 看護補助加算1 0.0332 84点/日 看護補助加算2 0.0332 84点/日 看護補助加算3 0.0221 56点/日 医療安全対策加算1 0.0027 85点(入院初 医療安全対策加算1 0.0027 85点(入院初 医療安全対策加算2 0.0011 35点(入院初 医染防止対策加算 0.0032 100点(入院初 校体検査管理加算(II) 0.0011 40点/月 検体検査管理加算(II) 0.0027 100点/月 核体検査管理加算(III) 0.0081 300点/月 核体検査管理加算(III) 0.00135 500点/月						
医師事務作業補助体制加算(20対1)					007	
医師事務作業補助体制加算(25対1)			$\langle \rangle$			
医師事務作業補助体制加算(50対1)			$\langle \rangle$			
基本本料等       0.0059       180点(入院初)         医師事務作業補助体制加算(75対1)       0.0059       180点(入院初)         医師事務作業補助体制加算(100対1)       0.0045       138点(入院初)         急性期看護補助体制加算1       0.0305       120点/日(14日表)         急性期看護補助体制加算2       0.0203       80点/日(14日表)         看護補助加算1       0.0431       109点/日         看護補助加算2       0.0332       84点/日         看護補助加算3       0.0221       56点/日         医療安全対策加算1       0.0027       85点(入院初日表)         感染防止対策加算       0.0032       100点(入院初日表)         検体検査管理加算(II)       0.0011       40点/月         検体検査管理加算(III)       0.0027       100点/月         検体検査管理加算(III)       0.0081       300点/月         検体検査管理加算(IV)       0.0135       500点/月			$\langle \rangle$			490点(入院初日)
(字) 急性期看護補助体制加算2	基	医師事務作業補助体制加算(50対1)	$\sim$	0.0	084	255点(入院初日)
(字) 急性期看護補助体制加算2	料料	医師事務作業補助体制加算(75対1)	$\geq$	0.0	059	180点(入院初日)
急性期看護補助体制加算2       0.0203       80点/日(14日ま)         看護補助加算1       0.0431       109点/日         看護補助加算2       0.0332       84点/日         看護補助加算3       0.0221       56点/日         医療安全対策加算1       0.0027       85点(入院初日         医療安全対策加算2       0.0011       35点(入院初日         感染防止対策加算       0.0032       100点(入院初日         検体検査管理加算(I)       0.0011       40点/月         検体検査管理加算(II)       0.0027       100点/月         検体検査管理加算(III)       0.0081       300点/月         検体検査管理加算(IV)       0.0135       500点/月		医師事務作業補助体制加算(100対1)	><	0.0	045	138点(入院初日)
看護補助加算1 0.0431 109点/日 看護補助加算2 0.0332 84点/日	算	急性期看護補助体制加算1		0.0305		120点/日(14日まで)
<ul> <li>看護補助加算2</li> <li>看護補助加算3</li> <li>医療安全対策加算1</li> <li>医療安全対策加算2</li> <li>成決防犯</li> <li>医療安全対策加算2</li> <li>成決防止対策加算</li> <li>(0.0011</li> <li>(0.0011<td></td><td>急性期看護補助体制加算2</td><td></td><td>0.0203</td><td></td><td>80点/日(14日まで)</td></li></ul>		急性期看護補助体制加算2		0.0203		80点/日(14日まで)
看護補助加算3 0.0221 56点/日 医療安全対策加算1 0.0027 85点(入院初日 医療安全対策加算2 0.0011 35点(入院初日 感染防止対策加算 0.0032 100点(入院初日 検体検査管理加算(Ⅱ) 0.0011 40点/月 検体検査管理加算(Ⅲ) 0.0027 100点/月 検体検査管理加算(Ⅲ) 0.0081 300点/月 検体検査管理加算(Ⅳ) 0.0135 500点/月		看護補助加算1	$\geq \leq$	0.0	431	109点/日
<ul> <li>医療安全対策加算1</li> <li>の.0027</li> <li>85点(入院初日を存金を対策加算2</li> <li>成業防止対策加算</li> <li>の.0032</li> <li>(入院初日を発達を発酵のできます。)</li> <li>(本検査管理加算(I))</li> <li>(本検査管理加算(II))</li> <li>(本検査管理加算(II))</li> <li>(本検査管理加算(III))</li> <li>(本検査管理加算(IV))</li> <li>(本・大学 (インナイン)</li> <li>(本・大学 (インナイン)</li> <li>(本・大学 (インナイン)</li> <li>(本・大学 (インナイン)</li> <li>(本・大学 (インナイン)</li> <li>(本・大学 (インナイン)</li> </ul>		看護補助加算2	><	0.0	332	84点/日
医療安全対策加算2       0.0011       35点(入院初日の記念)         感染防止対策加算       0.0032       100点(入院初日の記念)         検体検査管理加算(II)       0.0011       40点/月日の記念/月日の記念/月日の記念/月日の記念/月日の記念/月日の記念/月日の記念/月日の記念/月日の記念/月日の記念/日本の記念/日		看護補助加算3	><	0.0	221	56点/日
感染防止対策加算       0.0032       100点(入院初)         検体検査管理加算(I)       0.0011       40点/月         検体検査管理加算(II)       0.0027       100点/月         検体検査管理加算(III)       0.0081       300点/月         検体検査管理加算(IV)       0.0135       500点/月		医療安全対策加算1		0.0027		85点(入院初日)
検体検査管理加算(I)     0.0011     40点/月       検体検査管理加算(II)     0.0027     100点/月       検体検査管理加算(III)     0.0081     300点/月       検体検査管理加算(IV)     0.0135     500点/月		医療安全対策加算2		0.0011		35点(入院初日)
検     検体検査管理加算(II)     0.0027     100点/月       検体検査管理加算(III)     0.0081     300点/月       検体検査管理加算(IV)     0.0135     500点/月		感染防止対策加算		0.0032		100点(入院初日)
査     検体検査管理加算(Ⅲ)     0.0081     300点/月       検体検査管理加算(Ⅳ)     0.0135     500点/月		検体検査管理加算(I)		0.0011		40点/月
査 検体検査管理加算(Ⅲ)     0.0081     300点/月       検体検査管理加算(Ⅳ)     0.0135     500点/月	検	検体検査管理加算(Ⅱ)		0.0027		100点/月
7 154 # + 151 (4 0 + 14)		検体検査管理加算(Ⅲ)		0.0081		300点/月
A 0.0640 ▲ 0.0822 -		検体検査管理加算(Ⅳ)		0.0135		500点/月
19ma 1	経	入院基本料(13対1)		▲ 0.0640	▲ 0.0822	-
過	過措	入院基本料(15対1)		$\overline{}$	▲ 0.1447	-
T	置	上記に該当しないもの		$\supset$	▲ 0.2866	-

機能評価係数5

	入院患者会	宝員にお				条件を	満たす	患者	個人	毎に	加算								
条件を満たせば算定可能 <u>(無色)</u>   DPC病棟では算定しないと考えられるもの 料等加算	A204-2 臨床研修病院入院診療加算 A207-2 医師事務作業補助体制加算 A230 精神病棟入院時医学管理加算 A230-2 精神科地域移行実施加算 A234 医療安全対策加算(+感染防止対策加算)		A218 地域加算 , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	A229 精神科隔離室管理加算	A221-2 小児療養環境特別加算	A205-3 妊產婦緊急搬送入院加算 A227 精神科措置入院診療加算 A228 精神科応急入院施設管理加算 A238-4 救急搬送患者地域連携紹介加算 A238-5 救急搬送患者地域連携紹介加算	A238 慢性病棟等退院調整加算 A238-2 急性期病棟等退院調整加算 A238-3 新生児特定集中治療室退院調整加算	A205-2 超急性期脳卒中加算	A212 超重症児(者)入院診療加算· A212 進超重症児(者)入院診療加算		A231-2 強度行動障害入院医療管理加算 A231-3 重度アルコール依存症入院医療管理加算 A231-4 摂食障害入院医療管理加算	-3 }		A235 梅瘡患者管理加算 A236 梅瘡ハイリスク患者ケア加算	A233 栄養管理実施加算	Ш	A240 総合評価加算	A232 がん診療連携拠点病院加算 ^o11 時班店里 7 時在記費期加賀	AZII 付外大は入りにのは日本加昇
	A200 総合入院体制加算 A204 地域医療支援病院入院診療加算 A207 診療録管理体制加算 A243 後発医薬品使用体制加算	A207-3 急性期看護補助体制加算 A213 看護配置加算 A214 看護補助加算	<b>&gt;</b>	A224 無菌治療室管理加算 A225 放射線治療病室管理加算	A219 療養環境加算 A220 HIV感染者療養環境特別加算 A220-2 二類感染症患者療養環境特別加算 A221 重症者等療養環境特別加算 A222 療養病棟療養環境加算 A222 療養病棟療養環境加算	A206 在宅患者緊急入院診療加算		A205 救急医療管理加算·乳幼児救急医療管理加		A236-2 ハイリスク妊娠管理加算 A237 ハイリスク分娩管理加算				A226 重症皮膚潰瘍管理加算	A233-2 栄養サポートチーム加算	A242 呼吸ケアチーム加算		A226-2 緩和ケア診療加算 A310 難疟矩性別 1 哈勢庵加智	<
加算と I の関係	病院の体制の評価	看護配置の評価	地域特性の評価	特殊病室の評価	療養環境の評価	紹介・受入の評価	退院調整の評価	脳卒中 救急	小児	産科	怪 中	精神疾患と		褥瘡・重症皮膚潰瘍	栄養管理	人工呼吸器離脱	介護連携	がん職権を	<b>共加守</b>
入院基本料等加算と 機能評価係数 I の関			①医療機関の評価			②医療連携の評価					③特定の疾患や病態	ニメラの特殊影楽の評価等の部件を	tr ⊒						

#### 地域医療指数に関する各都道府県へのアンケート調査結果について

#### 1. アンケート調査の概要

地域医療指数の評価項目のうち、各都道府県の医療計画等に基づく取り組みについて、各 都道府県の事業推進への貢献や、当該評価項目の今後のあり方について、47 都道府県に対 してアンケート調査を実施した。

#### 2. 主な結果

#### (1)回答状況

	DPC の機	能評価係	数Ⅱで当	亥事業が	DPC の機	能評価係	数Ⅱにおい	ナる評価に <sup>・</sup>	ついて
照会内容			ダーでコル で当該事業					,のIII 臓iで 考えますか	
\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\			考えます:		/ / / C	. •, 0 • , 1 =	,	.,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	0
	貢献し	貢献し	どちら	回答数	継続す	廃止す	見直し	その他	回答数
評価項目	ている	ていな	ともい		べき	べき	が必要		
		い	えない		,				
地域がん登録	33	0	10	43	37	0	8	0	45
救急医療	24	0	20	44	35	0	4	5	44
災害時における医療	32	0	12	44	32	0	7	5	44
へき地の医療	20	1	23	44	34	0	2	8	44
周産期医療	31	0	13	44	35	0	4	5	44

照会内容	が定院域すれ価で、までででである。	参るが、はながずが道が、からないで、とび、はいかがががががががががががががががががががががいた。これは、ののののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、	画等におった けけら価係 能評の で を を を を を を を を を を を を を を を を を を	いて な 取 取 取 の 取 で み い の の い の い の い の の の の の の の の の の の の の		価につい		ける「地域 どのよう!	
評価項目	すれるり 貢献し ている	う。 貢献し ていな い	どちら ともい えない	回答数	継続す べき	廃止すべき	見直し が必要	その他	回答数
医療計画	27	0	14	41	30	0	5	6	41

#### (2)都道府県からの主な意見

①事業の推進に貢献している、評価を継続すべきと回答した理由(主なもの)

#### 【地域がん登録】

- <u>当県においては、地域がん登録を実施していなかったが、DPC 対象病院から事業実施</u>の要望があったことが、事業開始のきっかけの一つとなっているため。
- 病院内でがん登録体制を整え、<u>継続的に一定件数の届出ができるようになるまでには、数年の期間を要するため、現在、がん登録を準備している病院のために、少なくとも当面は継続することが妥当と考えられる。</u>

#### 【救急医療】

〇 本県の救急医療体制については、軽症患者の二次、三次救急医療機関への受診が多いことや、救急勤務医の不足等から、大変厳しい状況に置かれており、<u>地域の実情を踏まえた一定の役割を評価する地域医療指数の導入については、診療報酬の面でメリット</u>があり、本県の救急医療体制の維持に貢献していると考えられる。

#### 【災害時における医療】

- 「災害時における医療」については、これまで各病院に平時から負担を強いること が多かったが、評価されたことで病院経営に貢献するとともに、その役割の再認識に繋 がっているものと考えられる。
- O <u>東日本大震災を踏まえ、災害時における医療体制の充実が改めて要請されており、</u> 引き続き地域医療指数における評価が必要であると思われる。

#### 【へき地の医療】

- へき地医療が DPC の地域医療指数で評価されていることが、社会医療法人の認可申 請に向けてのインセンティブの一つとなり、へき地医療を確保する上で大きく貢献して いると考える。
- 〇 人口規模等により偏った評価となりがちな機能評価係数において、<u>人口や資本が集中する都市部とは環境が大きく異なる中山間地域やへき地において必要な医療提供の機能を果たしている施設を適切に評価するという趣旨は、今後も尊重すべき</u>である。

#### 【周産期医療】

- 周産期医療は、現医療計画において重点的に推進する 4 疾病 5 事業の一つとして位置付けられており、整合性が担保されている点、周産期医療の中核になる周産期母子医療センターの設置増とその機能強化は課題であり、設置増に向けたインセンティブになり得る点から、医療計画の推進に貢献していると考える。
- <u>周産期医療に取り組んでいる医療機関では、医師、看護師の手厚い配置や施設の整備など、多大な医療資源の投入を行っていることから、機能評価係数というかたちで、</u> 今後も継続して評価すべきと考える。

#### ②今後見直しが必要と回答した理由(主なもの)

#### 【地域がん登録】

- 〇 現行の方式で一定の効果は認められるものの、届出件数や届出内容(精度)に関する 評価がない。実際の診断数を正確に測ることは困難であるが、少なくとも<u>病床数に比例</u> した最低ラインを設けるべきと考える。
- 届出件数は増えたが、届出数が1件でも100件でも点数が変わらないというのは若干 の不公平感を感じる。

#### 【救急医療】

- 二次救急医療機関のうち、病院群輪番制及び共同利用型病院については、厚生労働省が定める救急医療対策事業実施要綱に規定されているが、<u>拠点型については位置付けが</u>不明確である。
- 〇 基準の明確性という観点からは、「拠点型」という基準は適切ではないと思われるため、「救命救急センター」や「病院群輪番制病院」、「救急告示病院」などの明確な基準に限定すべきと思われる。
- 〇 病院群輪番制の参加病院であっても、輪番制に参加していない救急告示病院よりも救急患者の受入数が少ない病院もある。<u>輪番制の参加のみで評価するのではなく、受入患者数による評価も必要ではないか</u>と考える。

#### 【災害時における医療】

- 〇 災害時の医療提供体制整備を更に促進するため、<u>複数の DMAT を保有する病院に対して評価ポイントを加算すべき</u>である。
- O DMAT 指定医療機関であることだけで評価されるのではなく、<u>前年度における実際の</u> 出動、訓練参加状況等についても評価できるような仕組みにして頂きたい。

#### 【へき地の医療】

○ へき地医療支援の実態がないにも関わらず、へき地医療拠点病院の指定を受けている 病院が全国的に多々あると聞くため、<u>指定を受けていることをもって評価を受けるので</u> <u>はなく、支援の実態に応じた評価にすべき。</u>

#### 【周産期医療】

〇 <u>三次医療圏の中核施設として、MFICU や NICU を有している総合周産期母子医療センターと、地域周産期母子医療センターでは、加算するポイントに差があっても良いのではないか</u>と考える。

 $\mathcal{O}$ 

2 3

# 地域医療指数に関する各都道府県へのアンケート調査結果(概要)

# 地域がん登録(45都道府県から回答)

照会内容			都道府県からの主な回答
「地域がん登録」事業	実施している	43	
を実施していますか	実施していない	2	
DPC の機能評価係数 II	貢献している	33	・がん診療を行っている病院の地域がん登録担当者に確認したところ、地域がん登録が診療報酬の対象となったことにより、
で「地域がん登録」が			院内において、当該事業の影響力が増したと感じているとのことであった。
評価されたことで、当			・当県においては、地域がん登録を実施していなかったが、DPC 対象病院から事業実施の要望があったことが、事業開始の
該事業の推進に貢献し			きっかけの一つとなっているため。
ていると考えますか。			ら「地域がん登録」事業を開始していないために、
			欲しいという要望があり、開始に当たって、事業の協力がスムーズに得られた。
※地域がん登録を実施	貢献していない	0	
している 43 都道府県	どちらともいえ	10	・地域医療指数導入前から、既に殆どの医療機関が協力していることから、特に変化を感じられない。
から回答	ない		
DPC の機能評価係数エ	継続すべき	37	・医療機関にとって診療報酬でプラスになることは大きい。DPC による評価が廃止となると、医療機関ががん登録の届出を
における評価にしい			┃しなくなることも考えられるため、がん患者の情報を継続的に得るためにも DPC 制度の機能評価係数Ⅱにおける評価を継続
			すべきと考える。
9   すべきと考えますか。			・がん登録の精度向上のために、制度的な推進策が必要である。
			・病院内でがん登録体制を整え、継続的に一定件数の届出ができるようになるまでには、数年の期間を要するため、現在、
			病院のために、少なくとも当面は継続することが妥当と考えられ
			・地域がん登録の協力には、法的義務がないため、現在のところ DPC 制度の機能評価係数のみが、拠点病院以外の医療機関
			トとなっている。
			る診療報酬上の利益が大きく、病院の協力が得られやすい。
			多い病院からは、提出件数の多寡を評価する仕組みも必要ではないかとの声もある。
	廃止すべき	0	
	見直しが必要	∞	・DPC 対象病院のほとんどが地域がん登録事業に協力しているが、協力の内容に差がある。例えば、届出票を正確に記載し
			、氏名や住所、病名など一部の情報しか記載されておらず、不完全な状態で届出票が提出される
			例も多々あり、地域がん登録の制度に影響を与える恐れがある。機能評価係数に「地域がん登録への参画」は継続すべきだ
			が、地域がん登録への協力の内容をきちんと定義し、ルールに基づいた協力が必要と考える。
			・現行の方式で一定の効果は認められるものの、届出件数や届出内容(精度)に関する評価がない。実際の診断数を正確に
			8 M
			関しては、必須項目(標準項目)を満たして以内ものやデータに不明が多いものは、評価対象としないような制限も必要と
			・実際に届出件数は増えたが、届出数が1件でも100件でも点数が変わらないというのは若干の不公平感を感じる。
	40色	0	

# 救急医療(44都道府県より回答)

照余内容			都道府県からの主な回答	
DPC の機能評価係数 I	貢献している	24	一・本県の救急医療体制については、軽症患者の二次、三次救急医療機関への受診が多いことや、救急勤務医の不足等から、	
で「救急医療」が評価			大変厳しい状況に置かれており、地域の実情を踏まえた一定の役割を評価する地域医療指数の導入については、診療報酬の	9
されたことで、当該事			面でメリットがあり、本県の救急医療体制の維持に貢献していると考えられる。	
業の推進に貢献してい	貢献していない	0		
ると考えますか。	どちらともいえ	20	・救急医療の推進に対し、どの程度のインセンティブを与えられるものなのか評価することは困難であり、貢献の有無を判	証
	ない		断することはできない。	
			・DPC 制度を導入している医療機関のうち、一定規模以上の病院の多くは、地域医療指数導入時に既に救急医療に係る体制	垂
			│ が整備され要件を満たしていると考えられることもあり、DPC 制度で「救急医療」が評価されていることで、各医療機関が	が
			教急医療を推進するに当たり、どの程度のインセンティブとなっているかは不明である。	
DPC の機能評価係数 I	継続すべき	32	・地域医療指数が導入されたことにより評価対象医療機関数が増加している訳ではないため、輪番参加等の誘因になってい	5
における評価につい			るとはいえない。しかし、廃止することにより既存対象医療機関が輪番等を辞退する可能性もあるため、継続すべきと考え	iΚ
て、今後、どのように			る。また、本県においては、三次救急医療機関に軽傷を含め患者が集中している状況であり、三次救急医療機関の疲弊が指	施
すべきと考えますか。			摘されているところである。積極的に患者受入を行う二次救急医療機関を確保するためにも、輪番等だけではなく、救急患	刪
			者受入実績の評価をお願いしたい。	
	廃止すべき	0		
	見直しが必要	4	・二次救急医療機関のうち、病院群輪番制及び共同利用型病院については、厚生労働省が定める救急医療対策事業実施要綱	爨
16			に規定されているが、拠点型については位置付けが不明確である。	
			<ul><li>一・病院群輪番制の参加病院であっても、輪番制に参加していない救急告示病院よりも救急患者の受入数が少ない病院もある。</li></ul>	ري د
			輪番制の参加のみで評価するのではなく、受入患者数による評価も必要ではないかと考える。	
			<ul><li>●・基準の明確性という観点からは、「拠点型」という基準は適切ではないと思われるため、「救命救急センター」や「病院群</li></ul>	盐
			輪番制病院」、「救急告示病院」などの明確な基準に限定すべきと思われる。	
	その他	9	・政策医療の誘導に貢献しているかが不明であり、判断できない。	

い回称)
2
都道府県上
뺤
生
]]
孙
44
奉
胚
1/0
E
+
<b>災害時における医</b>
ラスン
\$2

照会内容			都道府県からの主な回答
DPC の機能評価係数 II	貢献している	32	・「災害時における医療」については、これまで各病院に平時から負担を強いることが多かったが、評価されたことで病院
で「災害時における医			経営に貢献するとともに、その役割の再認識に繋がっているものと考えられる。
療」が評価されたこと			・東日本大震災以前から、DMAT 指定を希望する病院が増えており、DPC 制度による加算が一つのきっかけになっていると考
で、当該事業の推進に			えている。今年度と来年度には、新規病院を中心に国の DMAT 研修を受講することとなっており、これにより、県内の災害
貢献していると考えま			拠点病院全てに DMAT が備えられる見込みである。
すか。			・病院が災害時に備えて、災害医療体制を整備し、DMATを保有するためにかかる費用に見合うだけの補助金等制度がない中
			で、DPC制度により診療報酬が算定されることは効果があると考える。
	いないユコ 禅皇	0	
	そいまそらなえ	12	・災害医療の推進に対し、どの程度のインセンティブを与えるものなのか、評価することは困難であり、貢献の有無を判断
	ない		することはできない。
DPC の機能評価係数 I	継続すべき	32	・DMATを保有することは、災害時において迅速な対応ができる体制を確保することになると考えられるため、これを評価し、
における評価につい			病院にとってメリットがあるようにすることは適当と考えられる。
て、今後、どのように			・東日本大震災のように、災害救助法が適用されるような大災害の場合には、被災地自治体に対して DMAT 出動経費を求償
すべきと考えますか。			「できるが、近隣の局地災害の場合には、ボランティア的な出動となってしまう。また、研修や訓練など、普段の備えにも相
			当の経費がかかっており、十分な支援が必要である。
17			・東日本大震災を踏まえ、災害時における医療体制の充実が改めて要請されており、引き続き地域医療指数における評価が
			必要であると思われる。
	廃止すべき	0	
	見直しが必要	7	・厚生労働省が実施する DMAT 養成研修の枠が限られており、チームを保有したくても養成研修を受講できない病院が出て
			きており、不公平感が否めない状況になりつつある。病院側の努力のみで取得できない評価の基準については、DMAT 養成研
			修の受講の機会を増やすなどの見直しが必要であると考える。
			・災害時の医療提供体制整備を更に促進するため、複数の DMAT を保有する病院に対して評価ポイントを加算すべきである。
			・DMAT 指定医療機関であることだけで評価されるのではなく、前年度における実際の出動、訓練参加状況等についても評価
			できるような仕組みにして頂きたい。
			・東日本大震災を踏まえて開催された災害医療等のあり方に関する検討会報告書において、災害拠点病院には DMAT の保有
			を、基幹災害拠点病院には複数の DMAT の保有を求める旨の指針が出されている。また、災害拠点病院には、救命救急セン
			ター又は二次救急医療機関としての機能も求められている。救急医療機関に災害医療も担わせるという負担を踏まえた上
			で、計数を加算するなど、救急・災害を担う医療機関への配慮が必要。
	その他	2	・診療報酬による経費的裏付けがあることによるインセンティブがどの程度、参加病院の取り組みに貢献したかについての
			検証が必要であり、当方はその情報を持ち合わせていないため回答できない。
トの街			DMAT 指定医療機関でない医療機関からは、救急医療等と異なり、DMAT の指定を受けられる医療機関は限られているといっ
			た意見や、当該評価をその病院の入院患者全ての医療費に反映させる点について疑問の声もある。また、独自の医療チーム
			により活動している機関からは、そのチームを DMAT と同様に評価対象として欲しいという要望もある。

_
KI
り回称
_
٠,
4
빵
屯
7
遍
绺
₩.
44
<u> </u>
Ibfn:
蟀
胀
$\overline{\sim}$
0
老の承
おれく
1
<

PPC の機能評価係数1         資料している         20         自治体条院を中心とするへき地機点条院においては、極めて厳しい医師不足や不採算医療を多く担っていることであるで「へき地の展別がある」である。           で「へき地の展別」が 該事業の推進に貢献し でいると考えますか。         を指摘する上で大きく貢献していると考える。         はいると考えますの認可診療やの適回診療があると考える。           PPC の機能評価係数1         不無においては、心動からのき地医療指数で評価されていると考える。           でいると考えますか。         を確保する上で大きく貢献していると考える。           PPC の機能評価係数1         1 ・未属においては、心動から一き地医療拠点療所において、無度付地区等への巡回診療やつき地医療所の必要数を限に確保している。           PPC の機能評価係数1         23 ・当県においては、心動から一き地医療拠点療院において、無度付地区等の巡回診療やつき地診療所への状態ができ地においてが多れている。           では、そ後、どのようにでは、な力のにいるがとうかは不明。         24 ちみもいう趣となのとうかは不明。           では、それますの制度では、へき地医療が高療所でおいて、人口や資本が集中の巡回診療やつき地診療所の指しまいている。         24 よのもいのが要があるという趣ではなが大き地のでは提供は関連しているが、とのようにでいるが設しているが、ましめいの機能が不きないのが表にないないできれている。           すべきと考えますか。         (本来すでの制度では、へき地を権が属例の利用が困難となっている。また、全国的な医師を指している。また、全国的な医師を用いるのが要があると考える。         25 は最近の中で、へき地を機能関係が固定的確保が関性となっている。このような中で、助なの機能評価があることで、新たに関いを示す医療機関が増えており、同制度の機能にと対している。このような中で、内のの機能が再価があると考える。           度止すべき         0         1 の他の機能評価係別ののがまでがないはなく、地域の小規模病院のもでいても評価としている。また、全国的な医師とすのことをもえる。         25 は他の必要があると考える。           の他にする         1 の他の機能評価を持え関連を受けるのではなく、地域の小規模病院のの支援によりにいる。 また、全国的な医師となのとも認定を表している。         2 いの側になが能がないたい。           を止けるとは、地域のよりによりにないますがあると考える。         2 いの制度の機能評価によりによるといると表別のよりによりにないますがあると考える。           を止けると表別のよりによりにないますがあると考える。         2 いの地域を指述があると考える。           とも地域を対している。ときないると考える。         2 いの制度の機能研究のよりにいるとお表している。とはいると考えると表しいののはないないののはないののはないののはないののはないのではないののはないのではない	照会内容			都道府県からの主な回答
で「へき地の医療」が 評価されたことで、当 該事業の推進に貢献し ていると考えますか。面献していない でならともいえ でいると考えますか。から、 とからとしいえ 	の機能評価係数		20	・自治体病院を中心とするへき地拠点病院においては、極めて厳しい医師不足や不採算医療を多く担っていること
評価されたことで、当医職者改事業の推進に貢献し宣献していない1 ・本県でいると考えますか。総続すべき34 ・人口では、一般、どのように会後もすべきと考えますか。・従来なきと考えますか。の廃止すべき・本県のの月直しが必要・へき10 日本のが11 11 12 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	$\neg$	<i>w</i>		から、へき地等への巡回診療や医師派遣がますます困難になってきている。こうした中、へき地医療が DPC の地域
数事業の推進に貢献しを確保する上で でいると考えますか。宣献していない どちらともいえ ない1 ・本県において 派遣を担っているがど がごを担っているかど がごを担っているかど がこませるできたますか。DPC の機能評価係数 II すべきと考えますか。継続すべき ・ 今後、どのように ・ な後、とのように ・ なきと考えますか。4 ・ 人口規模等に ・ 位表なる中山間 ・ 位表までの制 ・ 本県は多くの目 ・ 本県は多くの日 ・ 本場は変支 ・ DPC制度の機割 ・ DPC制度の機割	,	<b>-</b>		医療指数で評価されていることが、社会医療法人の認可申請に向けてのインセンティブの一つとなり、へき地医療
でいると考えますか。       貢献していない       1 ・本県において日本のではますかで日本のともいえ。 23 ・当県において日本のでいるかど 流道を担っているかど がしているかど でしたける評価につい。 ない、単純すべき くっく後、どのように すべきと考えますか。 すべきと考えますか。 おかにはなった。 かまに関いを示すなお、厳しい現の本を表しい現まます。 1 ・本県は多くの日本の状況の中で、新たに関いを示すなお、厳しい現りをお、厳しい現りをお、厳しい現りをお、厳しい現りをお、厳しい現りをお、厳しい現りを記しが必要。 2 ・へき地医療支援を対して、日本の他、指定当の機能	該事業の推進に貢献し	•		大きく貢献していると考え
どちらともいえ23 ・当県においてない派遣を担っているかどDPC の機能評価係数 II継続すべきて、今後、どのようにく異なる中山間すべきと考えますか。・従来までの制すべきと考えますか。診療所等の運営すべきと考えますか。おの策医療に尽力たいと考えてい。・本県は多くの目たいと考えてい。・本県は多くの目たいと考えてい。・本県は多くの目おたに関心を示さなお、厳しい現くことをお願い見直しが必要2 ・へき地医療支子の他8 ・DPC 制度の機制	え	貢献していない	1	は、~
ないが満を担ってい。 能についった。 で、今後、どのようにすべきと考えますか。継続すべき とあるますか。 すべきと考えますか。 の第所等の値ですが ・本具は多くの ・・本具は多くの ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		どちらともいえ	23	
DPC の機能評価係数 I継続すべき (まける評価につい) (ませると考えますか。継続すべき (なりとうに) (なきと考えますか。34 ・人口規模等に (異なる中山間) (後も尊重すべ。 (後も尊重すべ。 (後来までの制) (後来までの制) (お来までの制) (お来までの制) (お来までの制) (お来までの制) (お来までの制) (お来までの制) (お来までの制) (お来までの制) (お来までの制) (本書は多くの) (本書は多くの) (本書は多くの) (本書は多くの) (本書は多くの) (本書は多くの) (本書は多くの) (本書は多くの) (本書は多くの) (本書は多くの) (本書は多くの) (本書は記すべきと (また) (また) (また) (また) (また) (おは定さ) (おは定さ) (おは定さ) (おは定さ) (おは定さ) (おは定さ) (おは定さ) (おは定さ) (おは定さ) (おは定さ) (およりに制度の機能) (おはこうなど (おはこうなど (おはこうなど (おはこうなど (およりに) (おはこうなど (おはこ		ない		派遣を担っている。DPCの地域医療指数で評価されて以降も巡回診療等の実施回数は同水準で推移しているため、貢
DPC の機能評価係数 I継続すべき (異なる中山間) で、今後、どのように で、今後、どのように すべきと考えますか。 お療所等の運営 ひま (本具は多くの) おも (本型の中で、 本具は多くの) おも (本型の中で、 おも (本型の中で、 おりに) (本型の大) (				献しているかどうかは不明。
における評価についく異なる中山間 今後も尊重すべき ・従来までの制 ・放来すでの制 ・放来すでの制 ・放表所等の運営 ・本具は多くの ・本具は多くの ・本具は多くの ・本具は多くの ・本具は多くの ・本具は多くの ・本具は多くの ・本具は多くの ・本具は多くの ・本具は多くの ・本具は多くの ・本具は多くの ・本具は多くの ・本具は多くの ・本具は多くの ・本見は多くの ・本見は多くの ・本見は多くの ・本見は多くの ・本見は多くの ・本見は多くの ・本見は多くの ・本見は多くの ・・本見は多くの ・・本見は多くの ・・本見は多くの ・・本見は多くの ・・本見は多くの ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	DPC の機能評価係数 I	継続すべ	34	・人口規模等により偏った評価となりがちな機能評価係数において、人口や資本が集中する都市部とは環境が大き
て、今後、どのように今後も尊重すべきすべきと考えますか。・従来までの制設・	における評価につい			地域やへき地において必要な医療提供の機能を果たしている施設を適切に評価するという
すべきと考えますか。・従来までの制制 診療所等の運営 政策医療に尽力 たいと考えてい、 ・本県は多くの別 れも加わって、 日在の状況の中で、 新たに関心を示ってとをお願い くことをお願い 見直しが必要なお、厳しい現場 くことをお願い (ことをお願い (ことをお願い (ことをお願い (1度)	て、今後、どのように			НU
診療所等の運営政策医療に尽力たいと考えてい・本県は多くのれも加わって、在の状況の中で、新たに関心を示して、療止すべき見直しが必要2 ・へき地医療支援目でため、指定その他8 ・DPC 制度の機能	すべきと考えますか。			・従来までの制度では、へき地医療拠点病院の指定を受けるメリットとしては、施設整備費補助金や無医地区巡回
政策医療に尽力たいと考えてい・ ・本県は多くの! ・本県は多くの! れも加わって、 一位の状況の中で、 新たに関心を示される。 のととをお願い 月直しが必要なお、厳しい現り くことをお願い くことをお願い (ことをお願い (ことをお願い (1) (1) (1) (2) (2) (3) (4) (4) (4) (4) (5) (6) (6) (7) (7) (7) (8) (8) (7) (8) (1				診療所等の運営費補助金くらいしかなかったが、診療報酬上で DPC の機能評価係数 I への加算が得られることは、
・本県は多くの別れも加わって、日本の状況の中で、新たに関心を示すたけ、         ・なお、厳しい現場を示すなきの         原止すべきの       ・へき地医療支援しが必要         月直しが必要       ・・へき地医療支援の他、指定         その他       8 ・DPC 制度の機能				しているへ
・本県は多くの日本もあれるで、日本の状況の中で、新たに関心を示すた。         廃止すべき       0         見直しが必要       2       ・へき地医療支援しため、指定・日本の他         その他       8       ・DPC 制度の機能				•
れも加わって、日本の状況の中で、新たに関心を示すない。新たに関心を示すない。くことをお願い廃止すべき0見直しが必要2 ・へき地医療支達しが必要その他8 ・DPC 制度の機能				・本県は多くの離島、へき地を有しているが、全般的に医療提供体制の整備が遅れており、更に交通基盤の立ち後
廃止すべき0見直しが必要2その他8				れも加わって、医療機関の利用が困難な地域が存在している。また、全国的な医師不足、地域や診療科目による偏
廃止すべき     0       見直しが必要     2       その他     8	4.0			在の状況の中で、へき地診療所等の医師確保が困難となっている。このような中で、DPCの機能評価があることで、
止すべき 0 直しが必要 2 の他 8				新たに関心を示す医療機関が増えており、同制度の継続により離島、へき地医療の充実を図る必要があると考える。
止すべきくことをお願いしたい。直しが必要2・へき地医療支援の実態がないにも関わらず、間くため、指定を受けていることをもって評価の他の他8・DPC 制度の機能評価係数Ⅱの効果についての材				なお、厳しい現状から考えると、診療所支援のみではなく、地域の小規模病院への支援体制についても評価して頂
止すべき0直しが必要2・へき地医療支援の実態がないにも関わらず、 間くため、指定を受けていることをもって評価の他の他8・DPC 制度の機能評価係数Ⅱの効果についての材				とをお願い
直しが必要 2 ・へき地医療支援の実態がないにも関わらず、   聞くため、指定を受けていることをもって評価   8   ・DPC 制度の機能評価係数Ⅱの効果についての材		廃止すべき	0	
の他 B → B ・DPC 制度の機能評価係数Ⅱの効果についての検証をしていく必要があると考える。		唖	2	き地医療支
の他 $         -$				くため、指定を受けていることをもって評価を受けるのではなく、支援の実態に応じた評価にすべ
		その他	8	考え

_
K
叵
2
4
뺭
屯
押
$\approx$
粘
_
44
$\mathcal{Z}$
犘
账
-
群
抴
匣

{			
照完內容			都連体県からの主な凹合
DPC の機能評価係数エ	貢献している	31	・保健医療計画で定めている安心安全な妊娠、出産ができる医療提供体制の整備に、高度な周産期医療を担ってい
で「周産期医療」が評			る周産期母子医療センターの存在は欠かせないものであり、地域への医療貢献度は高い。DPCにおける評価は、現在
<b>価かれたことだ、当</b> 数			の周産期医療提供体制を維持するためにも貢献しているものと考える。
事業の推進に貢献して			・周産期医療は、現医療計画において重点的に推進する4疾病5事業の一つとして位置付けられており、整合性が
いると考えますか。			担保されている点、周産期医療の中核になる周産期母子医療センターの設置増とその機能強化は課題であり、設置
			増に向けたインセンティブになり得る点から、医療計画の推進に貢献していると考える。
	貢献していない	0	
	どちらともいえ	13	・DPC制度の機能評価係数Iで「周産期医療」が評価されたことが、事業推進に貢献しているかどうか、測るデータ
	ない		を持っていない。
			・制度導入後間もないため、周産期医療の推進に貢献しているか判断できない。
DPC の機能評価係数Ⅱ	継続すべき	35	・ハイリスク妊娠等に対する医療の需要は一層高まってきていることから、本県においては、総合周産期母子医療
における評価につい			センターと地域周産期母子医療センターとが、機能分担と連携のもとに、患者の状況に応じて全県で対応していく
て、今後、どのように			体制を強化していくこととしている。このことから、周産期母子医療センターが DPC 制度の機能評価係数Ⅱの地域
すべきと考えますか。			医療指数として位置付けられたことは妥当と考えており、今後も継続が必要である。
			関がその機能を維持することは厳しい状況であ
			価すべきであり、診療報酬上の評価による収益の確保は医療機関の機能維持、充実に直結し、
			医療体制の維持、
			ノ組んで
			こから、
			産期母子医療
			する目的であることから、客観的な指標として最も適しているため、今後も継続すべきである。
	廃止すべき	0	
	見直しが必要	4	・三次医療圏の中核施設として、MFICU や NICU を有している総合周産期母子医療センターと、地域周産期母子医療
			・運営費等の補助金と DPC 制度の機能評価係数の導入によっても、周産期母子医療センターは運営面で未だ厳しく、
			導入する等の工夫が必要と考える。
	その他	2	)充実の
			に係る項目を追加する等、変更を要するものと考える。
			崔期母子
			ンターとしての活動内容を評価基準に盛り込むべきか、検討の余地はあると考える。

_
い回柳)
3
4
빠
世
艸
粘
7
2
医梅計画

			神子 はいいい かんしょう はんしょう はんしょう しょうしょう はんしょう しょうしょう はんしょう はんしょう はんしょう はんしょう はんしょう しょうしょう しょう
照你囚谷			都追肘県からの王な凹各
DPC 制度参加病院のう	貢献している	27	・県内の DPC 制度参加病院は、いずれも医療計画上、救急医療、災害医療、へき地医療、周産期医療において、必要な医療
ち、都道府県が策定す			機能を担う病院として位置付けられており、それぞれの分野の事業推進に貢献している医療機関である。診療報酬で評価す
る医療計画等におい			る制度は、医療計画に係る事業の推進(又は維持)に当然効果があると考えられる。
て、一定の役割を位置	貢献していない	0	
付けられている病院に	どちらともいえ	14	・地域医療に貢献している病院が診療報酬上で評価されることは、意味があると考えるが、地域医療指数が導入されたから
りいて、「機能評価係数	ない		対象となる救急医療等へ新たに参画したという話は聞ないので、誘導策として有効かどうか、判断できない。
Ⅱ・地域医療指数」と			
して、診療報酬で評価			
する制度が平成22年度			
から導入されています			
が、この診療報酬上の			
評価が、貴都道府県策			
定の医療計画に係る事			
業の推進に貢献してい			
ると考えますか。			
DPC の機能評価係数 II	継続すべき	30	・「地域医療指数」の加算が可能であることのみをもって、当該指数に係る医療計画(政策医療)の達成が推進されるもの
における評価につい			ではない。しかし、政策医療には不採算部門が多い実態からすると、診療報酬制度の中で、政策医療を実施している医療機
こって、今後、どのように			関をその他の医療機関よりも有利な扱いをすることには、一定の意義がある。
/ すべきと考えますか。	廃止すべき	0	
	見直しが必要	2	・地域医療指数の全ての項目をDPC制度で評価することが、直接的に医療計画の推進に寄与しているとは思えない。真に政
			策誘導が必要な項目に絞るとか、定性的な評価ではなく、定量的な評価を導入するなどの工夫が必要ではないか。(例えば、
			へき地医療の場合、どの程度へき地診療を実施しているのか、へき地への医師派遣を積極的に行っているのか、などを評価
			してはどうか)
	その他	9	・診療報酬による経費的裏付けがあることによるインセンティブがどの程度、参加病院の取組みに貢献したかについての検
			証が必要であり、当方はその情報を持ち合わせていないため、回答できない。
			・医師確保等の問題解決には、診療報酬改定が何よりも重要と考えるが、評価には未だ期間が不十分であり、地域医療指数
			による評価が抜本的な解決策となるのか現時点では不明であるため。

診調組 D-1-523.12.14

平成24年改定に向けたDPC/PDPS算定ルール等の見直し

#### 1. 概要

平成 24 年改定に向けて、これまで分科会等で指摘された、現行 DPC/PDPS の算定ルール等に係る課題や論点等については、以下の通り。

- ① 小児入院医療管理料・亜急性期入院医療管理料等の特定入院料の取扱い (評価のあり方)
  - 平成23年8月1日 DPC 評価分科会の医療機関群(基礎係数)に係る議論において、DPC 算定病床から亜急性期病床への転床時期(算定開始時期)は、患者像の相違ではなく、主として診療報酬算定上のメリットにより転床が実施されている可能性があり、適切な病床の機能分化の推進という観点から、何らかの対応が必要ではないかと考えられた。
  - O 亜急性期の入院医療の評価のあり方については、現在中医協総会に おいて議論されているところであり、DPC/PDPSにおける亜急性期入 院医療管理料の取扱いについても、これらの議論も踏まえながら引き 続き検討する必要がある。
- ② 在院時期に応じた適切な薬剤料等包括評価のあり方
  - 平成23年6月13日 DPC 評価分科会(高額薬剤に係るヒアリング) において、現在の診断群分類を決定するルール (「主治医による診断群分類区分の適用の決定は請求時に行うものとする」) では、特定入院期間以降に化学療法を実施した場合も、「化学療法あり」の診断群分類となり、化学療法に係る薬剤費が既に包括点数において評価されているにもかかわらず、更に出来高で当該薬剤費が請求される事例が指摘された。
  - 本来包括点数において評価されている薬剤費が特定入院期間を超える事により、出来高算定できる状況について更に検討する必要がある。
- ③ 高額薬剤等に係る対応
  - 高額の抗がん剤等、包括評価されている薬剤使用において、費用償還の観点から在院日数が逆に遷延するという不適切なインセンティブ

が働いているとの指摘がある。

○ 高額薬剤に係る在院日数遷延のための点数設定方法等、具体的な対応について、引き続き検討する必要がある。(→診断群分類の見直しと関連)

#### ④ DPC を変更する際の算定方法

○ 現行制度では月ごとにレセプト請求を行っていることから、患者の 状態等に応じて、適用(請求)する診断群分類が月単位で異なる場合 があり、現行では以下のルールに従い、算定調整を行っている。

<診断群分類が変更となった場合の請求ルール(概要)>

- A) 「包括 DPC」同士の変更の場合は、退院月においてその差額を調整する。
- B) 「包括 DPC」から「出来高 DPC」へ変更、若しくはその逆の場合は、 診断群分類の変更が判断された日より算定方法を変更する。
- C) 最終的に決定された診断群分類において、特定入院期間(入院期間Ⅲ) を超えた場合は出来高算定に移行し、それ以降診断群分類点数表で算定はできない。

「包括 DPC」: 包括点数の設定されている診断群分類 「出来高 DPC」: 出来高で算定することとされている診断群分類

- しかし、請求に係る診療情報の適切な整理・記載という観点から、 本来は月単位ではなく、入院から退院までの一連の1入院単位での請求とすれば明快に理解できるのではないか、との指摘がある。
- 一方で、この様な対応は、請求方法の大幅な変更を伴うものであり、 様々な観点から整理すべき課題があることから、引き続き中長期的な 視点から検討すべきではないか。

#### 2. 検討と今後の対応

- 上記の課題と論点等についてどう考えるか。
- これらの課題や論点に関する今後の対応について、引き続き中医協又は DPC 評価分科会において検討してはどうか。

平成24年改定に向けたDPC(診断群分類)の見直しについて

#### 1. 診療報酬改定時に実施する基本的な見直し

(1) 基本的な DPC の再検討

以下の指針に基づき、診断群分類全体の妥当性の検証及び見直し案の作成を実施。

- 1) 医療資源同等性が担保されている(医療資源の投入量が適切にグルーピングされている(在院日数、包括範囲点数))。
- 2) 臨床的類似性が担保されている(臨床的な観点から問題・違和感が少ない)。
- 3) 分類は可能な限り簡素であり、分類のコーディングに際して、臨床現場の負担が少ない。
- 4) その他制度運用上の問題が生じない。

#### (2) 改定で収載する新たな技術等への対応

医療技術評価分科会・先進医療専門家会議の評価を踏まえて、中医協で 新規に収載される技術等に対応した診断群分類の修正を行う。

#### (3) 高額薬剤に係る見直し

前回改定以降、中医協において高額薬剤として出来高算定(※)が認められた薬剤等について、その後の使用実績に関する分析・検討により、当該薬剤等のDPC(診断群分類)における取扱いについて検討する。

※ 当該薬剤を使用した患者は診断群分類点数表(DPC/PDPS 点数表)の対象外患者となる(入院料を含め全て出来高で算定)。

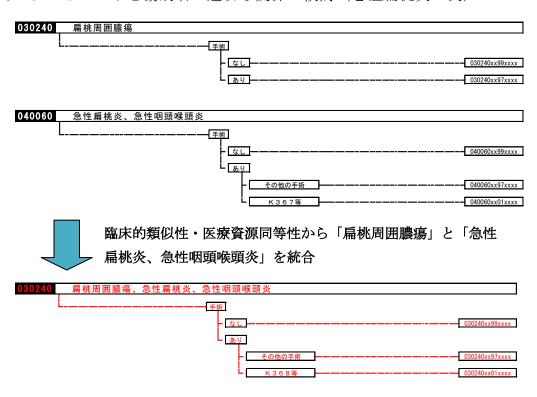
#### 2. 平成24年改定において更に対応を検討する事項

(1) 化学療法関連 DPC における在院日数遷延防止のための対応

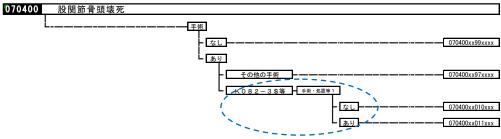
包括評価されている薬剤使用において、費用償還の観点から在院日数が 逆に遷延するという不適切なインセンティブを解消するため、診断群分類 点数表の点数設定方法のの調整による対応について検討する。

#### 〔参考1〕見直しの具体例

(1) ICD-10 コードと傷病名の適切な関係の検討(急性扁桃炎の例)

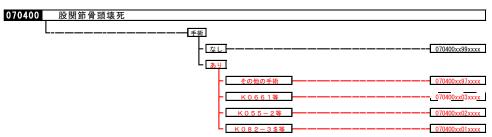


(2) 手術分岐、手術・処置等1分岐の見直し(股関節骨頭壊死の例)





手術による医療資源同等性を再度分析し、分析結果から手術による分岐を見直 した。これに伴い、不要となった手術・処置等1による分岐を廃止。



#### (3) DPC 構造上の整理(定義テーブル内の位置づけの見直し)(循環器班の例)

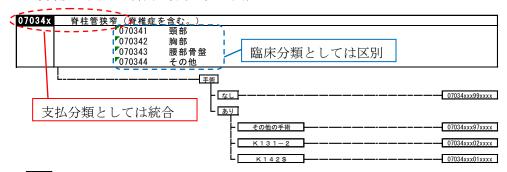
診断群分類					手術·処置等1						手術・処置等2				
MDC	コード	分類名	手術分岐	対応コド	フラグ	点数表名称	区分番号等	対応コド	フラグ	処置等名称	区分番 号等	対応コド		処置等名称	区分番号等
05	0070	頻脈性不整脈	手術なし	99	99	手術なし		2	3	心臓電気生理学的検査		4	5	体外ペースメーキング	K596
			その他の手術あり	97	02	不整脈手術	K594\$	1	1	心臓カテーテル法による諸検査(一連の検査 について)	D206\$	4	5	大動脈バルーンパンピ ング法(IABP法)(1日 につき)	
				97	53	ベースメーカー移植術	K597\$					4	5	+補助循環	K601\$ +補助 循環 加算
				97	03	ペースメーカー交換術	K597-2					4	5		K602\$
				97	03	埋込型除細動器移植術	K599					4	5	補助人工心臓(1日につき)	K603\$
				97	03	埋込型除細動器交換術	K599-2					4	5	埋込型補助人工心臓	K604\$
				97	97		その他のK コート					1	3	人工腎臓 その他の場合	J0382
			経皮的カテーテル心筋焼 灼術	01	01	経皮的カテーテル心筋焼灼術	K595\$								

MDC 内で「手術」「手術・処置等1」「手術・処置等2」の階層構造を可能な 限り統一。

	診	析群分類				手術	•			手術・処置等1		r		手術・処置等2	
MDC	コード	分類名	手術分岐	対応コド	フラグ	点数表名称	区分番号等		フラグ	処置等名称	区分番 号等		1 3	処置等名称	区分番号 等
05	0070	頻脈性不整脈	手術なし	99	99	手術なし		5	5	大動脈バルーンパンピング法(IABP法)(1 日につき)	K600		5	体外ペースメーキング	K506
			その他の手術あり	97	62	不整脈手術	K594\$	5	5	経皮的心肺補助法(1日につき)	K602	4	5	大助脈バルーンパンピ ング法(IABP法)(1日 につき)	
				97	03	ペースメーカー移植術	K597\$	5	5	補助人工心臓(1日につき)	K6035	4	5		K601\$ +補助 循環 加算
				97	03	ペースメーカー交換術	K597-2	3	3	心臓電気生理学的検査		4	5	経皮的心肺補助法(1 日につき)	K602\$
				97	03	埋込型除細動器移植術	K599	1	1	心臓カテーテル法による諸検査(一連の検査 について)	D206\$	4	5	福助人工心臓(1日に	K603\$
				97	03	埋込型除細動器交換術	K599-2					4	<b>*</b> 5	埋込型補助人工心臓	K604\$
				97	97		その他のK コード					1	4	持続緩徐式血液濾過	J038- 2
			経皮的カテーテル心筋焼 灼術	01	01	経皮的カテーテル心筋焼灼術	K595\$					i	4	人工腎臓 その他の場 合	J0382
												1	3	中心静脈注射	G005
												1	2	人工呼吸	J045\$

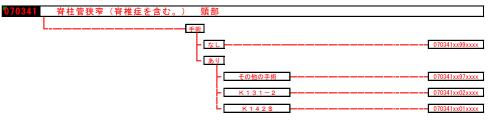
#### (4) 支払・臨床分類の明確化(統合及び分離)

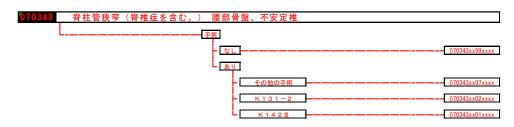
<分離の例>(脊柱管狭窄の例)





過去に医療資源同等性から支払分類として統合したが(臨床分類としては分けて考えるため傷病名は別々に記載)、今回の解析で一定程度の差が見られたことから、傷病名により支払分類を分離。





<統合の例>(子宮頸部・体部の悪性腫瘍)

#### 修正前

120020 子宮頸・体部の悪性腫瘍



臨床的な観点から分類を傷病名で分けることとしたが、医療資源同等 性から支払分類としては統合した。

#### 修正後

12002x	子宮頸・体部の悪性腫瘍
	「120020 子宮頸部の悪性腫瘍
	₹120021 子宮体部の悪性腫瘍
	₹120022 子宮の悪性腫瘍(その他)

#### 〔参考2〕これまでの検討結果

	平成 22 年分類	平成 22 年分類 (副傷病なし)	見直し案(暫定値) (副傷病なし)
傷病名数	50		514
診断群分類数	2658	2494	2572

#### 2. 今後の対応

引き続き診断群分類見直し作業を実施し、平成 24 年で改定する診断群分類点数 表に反映してはどうか。

診調組 D-3-2 23.12.14

診調組 D-3-2 2 3 . 1 2 . 9

# DPC/PDPS導入影響評価のための調査 (退院患者調査)の概要

# 退院患者調査の全体像

		内容	ファイル名称
患	簡易	診療録情報	様式1
者別	診療	医科点数表に基づく出来高点数情報	EF統合ファイル
匿   名   化	報 酬 請	診断群分類点数表により算定した患者に 係る診療報酬請求情報	Dファイル
情報	求情報	医科保険診療以外の診療情報	様式4
		(病床数、入院基本料等加算、地域医療 ける指定状況等)	様式3

# 様式1

#### 概要

一般病棟入院基本料、精神病棟入院基本料等を算定する病棟・病室への入院患者について各病棟単位で作成する簡易診療録情報。

#### 調查項目

- 日付情報(入院日、退院日等)
- 患者情報(生年月日、性別、住所地域の郵便番号)
- 入院経路(救急搬送の有無、紹介有無、退院時転帰等)
- 診断情報(傷病名、ICD-10コード)
- 手術情報(手術名、Kコード、麻酔方法)
- 診療情報(身長、体重、ADLスコア、がんのTNM分類、肺炎の重症度、JCS、化学療法の有無等)

# 様式1(イメージ)

データ 識別番号	入院 年月日	退院 年月日		医療資源 病名	ICD10		テモゾロミド の有無
0100000001	20110701	20110710	1		C65	1	1
0100000002	20110701	20110715			C56	1	1
0100000003	20110702	20110709	1	子宮肉腫	C542		0
0100000004	20110702	20110710		C型慢性肝炎	B182		0
0100000005	20110702	20110720		S状結腸癌	C187		1
0100000006	20110703	20110711		総胆管結石	K805		0
0100000007	20110704	20110712		C型慢性肝炎	B182		0
0100000008	20110706	20110716		肝細胞癌	C220		1
:	:	:		:	: \		:

# 様式3(施設情報)

病院の病床数や算定可能な入院基本料等加算について、月単位で入力する施設に関する情報。

#### 様式3-1(病床数を入力)

各入院基本料及び特定入院料毎の病床数を入力する。

- 一般病棟入院基本料 340床
- 救命救急入院料 5床 等

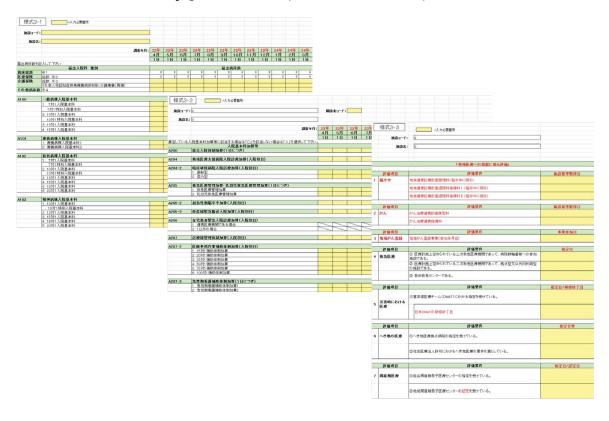
様式3-2(入院基本料等加算の算定状況を入力)

- 入院時医学管理加算 〇
- 超急性期脳卒中加算 × 等

様式3-3(地域医療への貢献に係る評価を入力)

- 地域連携診療計画管理料(脳卒中に限る) ×
- がん治療連携計画策定料 平成23年4月1日 等

# 様式3(イメージ)



### 様式4(医科保険診療以外の診療情報)

#### 概要

診療報酬請求情報が、医科の保険診療実績データに限られるため、他の支払いが併用される場合の関連情報の調査票。

#### 調查項目

- 1 医科レセプトのみ
- 2 歯科レセプトあり
- 3 保険請求なし(自費等)
- 4 保険と他制度との併用
- 5 その他(臓器提供者等) 1~5を選択する

# 様式4(イメージ)

データ 識別番号	入院 年月日	退院 年月日	医科保険外との 組み合わせ		
0100000001	20110701	20110710	1		
0100000002	20110701	20110715	1		
0100000003	20110702	20110709	1		
010000004	20110702	20110710	1		
0100000005	20110702	20110720	1		
0100000006	20110703	20110711	<b>4</b>		
010000007	20110704	20110712	1		
0100000008	20110706	20110716	3		

医科保険と他保険の併用 ।

# EF統合ファイル(出来高点数情報)

#### 概要

医科点数表に基づく出来高による診療報酬の算定情報が入力されたもの。(仮に出来高病院であったとしたらどのような請求になるか、データとして入力されたもの)

※ (自費診療のみ、労災・公害・その他保険のみの患者等は対象外)

#### 調査項目

- 入退院年月日
- 一連の診療行為
- 一連の診療行為で使用された医薬品等の名称や使用量

等

# EF統合ファイル(イメージ)

EF-5	EF-6	EF-7	EF-8	EF-9	EF-11	EF- 12	EF- 13	EF-14	15	EF-24	<b>トトーソ</b> り	EF- 26	トトーツ /	EF- 28
デー タ区 分	順序	明細	病院点 数マスタ コード	レセプト電算 コード	診療明細名称			明細点 数	円点区分	実施年月日		診療 科区 分	医師コー ド	病棟 コー ド
50	0001	000	502331	150253010	水晶体再建術(眼内レンズを 挿入する場合)	c	000	0	0	20110624	26	230	603808	N07
50	0001	001	788005	810000000	右	C	000	0	0	20110624	NULL	230	603808	N07
50	0001	002	502331	150253010	水晶体再建術(眼内レンズを 挿入する場合)	C	000	12100	0	20110624	NULL	230	603808	N07
50	0001	003	431709	620003739	セファメジン α 点滴用キット1g (生理食塩液100mL付)	1	051	876	1	20110624	NULL	230	603808	N07
50	0001	004	356530	661310031	エコリシン眼軟膏	0.5	033	18.35	1	20110624	NULL	230	603808	N07
50	0001	005	359169	620006397	オペガンハイ0.85眼粘弾剤 1% 0.85mL	1	047	9351.6	1	20110624	NULL	230	603808	N07
50	0001	006	384267	660462011	ヒーロンV0.6 2.3%0.6 mL	1	047	11750.5	1	20110624	NULL	230	603808	N07
50	0001	007	431536	643310183	生理食塩液 100mL	2	019	194	1	20110624	NULL	230	603808	N07
50	0001	800	441020	642450055	デカドロン注射液 3.3mg	1	022	203	1	20110624	NULL	230	603808	N07
50	0001	009	422094	620003210	ゲンタシン注40 40mg	1	022	358	1	20110624	NULL	230	603808	N07

# Dファイル(診療報酬請求情報)

#### 概要

包括評価点数、医療機関別係数等に関する請求情報を入力する。(実際に請求した点数を用いて作成され、DPC対象病院のみ提出する。)

#### 調查項目

- 入退院年月日
- 診断群分類番号
- 医療機関係数
- 診療行為名称及び点数等

# Dファイル(イメージ)

#### 包括レセプト

<包括評価部分>

合計

#### Dファイル

#### (4月請求分) 入I 3414 X 2 = 6828 合計 6828 X 1.1234 = 7671 (5月診療分) 外泊日 7日 8日 入I <u>2941 X 8 = </u> 23528 合計 23528 X <u>1.1234</u> = 26431 (4月調整分) λI 2941 X 2 = 5882 合計 5882 X 1.1234 = 6608 調整 6608 - 7671 = △1063 (5月請求分)

26431 - 1063 =

25368

データ 区分	行為点数	実施 年月日	医療機関 係数		
93	2941	20110501	1.1234		
93	2941	20110502	1.1234		
93	2941	20110503	1.1234		
93	2941	20110504	1.1234		
93	2941	20110505	1.1234		
93	2941	20110506	1.1234		
93	2941	20110507	1.1234		
93	2941	20110508	1.1234		
94	-1063	20110508	1.1234		